

令和8年度

ホームページ作成費補助事業のご案内

この制度は、区内中小企業が販路拡大等を図るため、製品や技術等を広くPRする手段として、インターネットを活用したホームページを新規で作成する場合、または既存のホームページを全面的に改修するための経費の一部を補助するものです。

申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日まで（必着）

補助額

受付順で予算の範囲内とする。

補助事業	補助金額	補助上限額
1 ホームページ作成・改修	補助対象経費に 2分の1 を 乗じて得た額 (千円未満切捨て)	日本語のみ 5万円
2 ECサイト新規構築		外国語対応 8万円
3 PR動画の作成・掲載		10万円 補助事業1と同時申請の場合のみ対象、上乗せ補助。 2万円 補助事業2,3のみの申請は対象外。

申請資格

1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。（ただし東京信用保証協会による信用保証の対象外となる業種及びホームページ作成・改修を業務としている企業は除く。）**※区内に本店または事業所があることが、作成・改修したホームページで確認できること。**

- 区内で引き続き1年以上事業を行っていること。**※葛飾区が実施する創業塾の講座を全て受講し創業したものは1年未満でも対象とする。**
- 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税（区外在住の場合葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税）を滞納していないこと。
- 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- 過去2年度に本補助金の交付を受けていないこと。（令和6、7年度に利用した場合は不可。）ECサイト新規構築、PR動画の作成・掲載は初回申請時1回限り。
- ホームページの作成・改修に**着手する前**であること。
- 葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団であるもの又は代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が同条

第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者でないもの。

対象経費

※消費税及び地方消費税相当分は対象外となります。

- 1 補助事業者が新規に独自のホームページを作成するための委託料
- 2 補助事業者がすでに作成したホームページを全面的に改修するための委託料

※改修とは、画像の差し替えやページの追加等ではなく全面的なデザインの変更を指します。

(例)



- 3 上記1、2に合わせて、新たに外国語対応するための経費
(※日本語を含めて2か国語以上の言語に対応していること。ただし、一部のみや改修前のホームページが外国語に対応している場合は対象外。)
- 4 上記1、2に合わせて、作成したホームページ内に、補助事業者が事業PRのために新規にECサイトやPR動画を作成・掲載するための委託料

対象外経費

- 1 パソコン・ソフト等設備購入費、ドメイン維持費、サーバー維持費等
- 2 作成するWebページが、他の者が主催するサイトの一部となるもの
- 3 外国語対応のみの改修
- 4 ホームページ作成業者に直接業務を委託せず作成するもの（仲介業者に委託して作成するもの）
- 5 ECサイト、PR動画維持管理のための費用
- 6 補助事業者の事業以外のECサイトやPR動画を作成・掲載するための委託料

申請方法・書類

ホームページの作成・改修に着手する前に申請してください。

書類に訂正箇所がある場合、差し替えでの対応となります。

- 1 葛飾区ホームページ作成費補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 葛飾区ホームページ作成事業計画書（第2号様式）
- 3 企業概要（第3号様式）

- 4 個人事業主の場合は、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分
- 5 ホームページの作成に係る委託料の見積書の写し
- 6 法人・・・前年度の法人住民税納税（非課税）証明書（※領収書等は不可）
個人事業主・・・特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）
- 7 ECサイト新規構築、またはPR動画の作成・掲載を行う場合は委託費の見積書の写し

● 交付申請書類の提出先

郵送・持参の場合：

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか 1階
葛飾区 産業経済課 経営支援係

オンライン申請の場合：

下記のオンライン申請フォームにアクセスし、
必要事項を記入のうえ、申請書類を添付し、送信してください。

(交付申請フォーム URL) <https://logoform.jp/form/Ehiz/1516167>



実績報告書

ホームページ完成後、支払が完了しましたら、区に実績報告をしてください。
実績報告に必要な書類は以下の通りです。

- 1 葛飾区ホームページ作成事業実績報告書（第6号様式）
- 2 補助対象経費の請求書の写し 3 補助対象経費の領収書の写し

● 実績報告書の提出先

郵送・持参の場合：

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか 1階
葛飾区 産業経済課 経営支援係

オンライン申請の場合：

下記のオンライン申請フォームにアクセスし、必要事項を記入のうえ、
申請書類を添付し、送信してください。

(実績報告申請フォーム URL) <https://logoform.jp/form/Ehiz/1476312>



実績報告書の提出期限は令和9年3月31日までです。提出期限までにホームページが完成していない場合や、必要書類の提出がない場合は、補助金の交付ができません。

補助金の請求

実績報告書の審査終了後、補助金交付決定通知書をお送りします。
決定通知書を受領されましたら、以下のいずれかにより、
区へ補助金の請求書（第9号様式）を提出してください。

●補助金請求書の提出先

郵送・持参の場合：

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階
葛飾区 産業経済課 経営支援係

メール提出の場合：

051200@city.katsushika.lg.jp あてにメールで送付してください

交付申請書類・実績報告書・補助金請求書の様式は葛飾区ホームページでダウンロードできるほか、産業経済課で配布いたします。

**葛飾区トップページ> 産業・ビジネス・しごと> 事業者> 補助金・助成制度>
ホームページ作成費補助**



問い合わせ先

葛飾区 産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内

電話 03 (3838) 5556